

第4期岩手県文化芸術振興指針（素案）についての意見募集について

1 意見募集の趣旨

県では、現在、本県における文化芸術振興の総合的・長期的な目標や施策の方向などを定めた「第4期岩手県文化芸術振興指針」の策定を進めています。

できるだけ多くの県民の皆さんに参加していただき、その御意見を反映させながら、この指針と一緒に作り上げていきたいと考えています。

つきましては、この指針素案を御覧になって感じたこと、文化芸術振興に関することなど、多くの御意見・御提言をお待ちしています。

（18歳未満の皆様向けに、標記計画のうち、「基本的方向性」「施策の具体的推進」に関する抜粋版も用意しておりますので、御活用ください。）

2 意見を募集する計画等

第4期岩手県文化芸術振興指針（素案）

3 資料の閲覧場所及び入手方法

(1) 閲覧場所

県庁行政情報センター、各地区合同庁舎行政情報サブセンター、県庁県民室及び県立図書館

(2) 資料入手

県庁行政情報センター及び各地区合同庁舎行政情報サブセンター

※ 県ホームページからも閲覧、入手可能です。

4 意見募集の期間と提出方法

(1) 募集期間

令和6年11月20日（水）～令和6年12月20日（金）

(2) 提出方法

- ・ 郵送（手紙、ハガキ）、ファクシミリ、電子メールにより、下記の宛先にお送りください。
- ・ 御意見には、「御住所」「お名前（団体名）」を必ず御記入ください。
- ・ 様式は自由ですが、「記入用紙」を参考までに用意しておりますので、御活用ください。
- ・ 御意見を記載する際には、素案のどの部分への意見かが分かるような標題を記載してください。
（例：00 ページ「・・・」について）

5 御意見等の提出先

(1) 郵送の場合

〒020-8570 岩手県文化スポーツ部文化振興課
（郵便番号のみで届きますので、県庁の住所の記載は不要です。）

(2) ファクシミリの場合

019-629-6484

(3) 電子メールの場合

AK0002@pref.iwate.jp

※ 御意見を正確に把握する必要があるため、電話又は口頭による御意見の受付は対応しかねますので、御了承願います。

6 意見の取扱い

(1) 提出いただいた御意見については、指針策定の参考とさせていただきます。

(2) 意見の概要は、意見に対する県の考え方とともに、プライバシーの保護に十分配慮したうえで公表します。なお、類似している御意見は、集約させていただきます。

(3) 御意見に対し、個別には回答いたしませんので、あらかじめ御了承願います。

(4) お知らせいただいた個人情報については、第4期岩手県文化芸術振興指針の検討のみで利用し、第三者に提供することはありません。